

法 情 報 学 (第 1 5 回)

弁護士 川 添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

I 不正アクセス禁止法

1 総論 — ハイテク犯罪の類型と法規制

(1) 要因

コンピュータネットワークの発展

↓

- ① 無体物である「情報」に対する保護の必要性
- ② コンピュータの高度・複雑化＝セキュリティホール・バグを悪用した情報侵害
- ③ 情報セキュリティに対する理解不足＝人為的ミスを悪用した情報侵害

(2) ハイテク犯罪の分類とこれに対するわが国の法規制

<OECDによる分類>

- ① 財産利得型 → 電子計算機使用詐欺 (刑246の2)
- ② 偽造型 → 電磁的記録不正作出等 (刑161の2, 163の2～5)
- ③ 機能妨害型 → 電子計算機損壊等業務妨害罪(刑234の2), 毀棄罪(刑258～259)
- ④ 著作権侵害型 → 技術的保護手段回避装置の譲渡等に関する罰則(著120の2①)
- ⑤ 不正アクセス型 → 不正アクセス禁止法 (平11法128)

2 不正アクセス禁止法の立法趣旨

不正アクセス1

「この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」

3 定義規定

(1) アクセス管理者 (不正アクセス2 I)

→電気通信回線に接続している電子計算機 (特定電子計算機) の利用につき当該特定電子計算機の動作を管理する者

<要件>

- ・電気通信回線に接続している電子計算機でなければならない
- ・電気通信回線を通じた利用に限る＝当該PCを直接操作する場合は除外

(2) 識別符号

① 当該利用権者と他の利用権者との区別識別性

② 符号としての特徴

(a)当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号 例) ID・パスワード

(b)当該利用権者等の身体の全部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号 例) 指紋・声紋・網膜

(c)当該利用権者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

(3) アクセス制御機能

→特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号（識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次条第二項第一号及び第二号において同じ。）であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

<要件>

- ・アクセス制御機能は電気通信回線に接続されている必要があるが、アクセス対象となる電子計算機に限定する必要はない（認証サーバ等）
- ・特定利用の制限の解除は識別符号によって行われなければならない。

4 不正アクセス行為の禁止

(1) 無断侵入型の不正アクセス行為（不正アクセス3Ⅱ①）

アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

(2) セキュリティホール攻撃型の不正アクセス行為（不正アクセス3Ⅱ②③）

① アクセス制御機能を有する電子計算機に直接攻撃を行う場合

アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

② 他のアクセス制御機能を提供する電子計算機を介して攻撃を行う場合

電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

(3) 不正アクセス行為に該当しない場合

- ① 当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者自身による行為
- ② 当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者の承諾を得て行う場合
- ③ 入力される識別符号に係る利用権者の承諾を得てする行為

5 不正アクセス助長行為の禁止（不正アクセス4）

(1) 対象となる行為

- ① アクセス制御機能に係る他人の識別符号を
- ② その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして又はこれを知っている者の求めに応じて
- ③ 当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に
- ④ 提供してはならない

(2) 除外規定

- ① 当該アクセス管理者がする場合
- ② 当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合

6 罰則

(1) 不正アクセス罪（不正アクセス8）

- ① 法定刑 →1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ② 罪数関係
 - ・不正アクセス対象となるアクセス制御機能ごとに1罪

(2) 不正アクセス助長罪（不正アクセス9）

- ① 法定刑 →30万円以下の罰金
- ② 罪数関係
 - ・提供行為の個数による

※第三者が不正アクセスを行うことを認識して不正アクセスを容易にするため他人の識別符号を提供した場合は不正アクセス罪の幫助が成立し、助長罪は吸収一罪となると解される。

II おわりに